

令和 5 年 2 月吉日

法人のお客様
各種団体のお客様 各位

みちのく村山農業協同組合

「伝票持込手数料」の新設について

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、みちのく村山農業協同組合では令和 5 年 4 月 3 日より、一定枚数以上持込んでいただいた各伝票によるお取引について「伝票持込手数料」を新設させていただきますのでお知らせします。

今後ともより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

<伝票持込手数料>

以下の枚数以上の伝票持込による取引の場合に伝票持込手数料の対象といたします

取引の種類	<ul style="list-style-type: none">入金払戻
伝票の種類	<ul style="list-style-type: none">入金申込書（一括伝票の場合は明細行数を含める）払戻請求書（一括伝票の場合は明細行数を含める）
手数料	<ul style="list-style-type: none">持込伝票 1 枚から 10 枚 <u>無料</u>11 枚目から 1 枚につき <u>110 円</u>◎ <u>11 枚目以降からが手数料の対象となります。</u>(例) <u>13 枚持込の場合</u> <u>1 枚から 10 枚 無料</u> <u>11 枚から 13 枚が手数料対象 330 円</u>◎ 各伝票を同日に複数回に分けて持ち込まれる場合でも、合計で 11 枚以上の伝票をお持ち込みの場合は手数料の対象となります。◎ 複数名義の伝票が混在している場合であっても枚数は合算させていただきます。◎ 複数行の金額欄のある伝票は行数分を伝票枚数として合算させていただきます。◎ 外訪時等、店舗窓口以外で伝票を受付ける場合にも同一の手数料をいただきます。

<取扱開始日>

令和 5 年 (2023 年) 4 月 3 日 (月)